

@平成15年4月25日

於・国土交通省 11階特別会議室

# 社会資本整備審議会

都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第2回次世代参加型まちづくり方策小委員会

## 議事録

国土交通省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事	
( 1 ) 委員会の議事の公開について .....	1
( 2 ) 委員会で議論していく対象について .....	2
( 3 ) 国内外における参加型まちづくりの事例について .....	2
( 4 ) 自由討議 .....	1 8
( 5 ) その他 .....	3 2
3 . 閉 会 .....	3 3

## 開 会

事務局 お待たせいたしました。本日はお忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第2回次世代参加型まちづくり方策小委員会を開催させていただきます。

本日御出席いただきました委員、臨時委員、専門委員は、24名中、ただいま10名でございます。本小委員会の議事運営に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

次に本日の資料でございますが、全部で5種類の資料をお配りいたしております。議事次第の次に一覧表がございますので御確認をいただきたいと思っております。

なお、御発言をいただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにしてください。御発言終了後はオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここからの進行につきまして委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 委員会の議事の公開について

小林委員長 それでは、前回も若干議論になりましたが、議事の1番目として委員会の議事の公開について、資料2にございますので、説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、資料2につきまして御説明をさせていただきます。

前回の委員会におきまして、議事録には発言者を明記してはどうかという御提案があったところでございます。また、プレスにつきましてはクラブの所属だけではなくて全プレスを対象とするかどうかを明らかにしておいた方がよいという御意見をちょうだいしたところでございます。これを受けまして、発言者名の明記につきましては、前回の委員会で御了解いただいておりますので、明記することといたしたいと思っております。なお、前回お話が出ましたように、事務局の発言につきましては「事務局」ということで統一させていただきたいと考えております。次にプレスにつきましては、クラブ所属以外も含め、すべてのプレスを対象とすることといたしたいと思っております。以上でございます。

小林委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございましたように、公開について、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。お手元にある資料2に文章として表示されてございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

## 委員会で議論していく対象について

小林委員長 それでは2番目の議題でございます。前回の小委員会の最後に、本小委員会でどのような市民参加の事例について対象にしていくかという御議論がございました。私から、時間も差し迫っていたものですから、改めて今回確認させていただくと述べさせていただきます。前回の議事の概要、それに関連する取りまとめがされてございますので、それについて事務局から御説明いただき、御確認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局 議事の概要につきましては資料3としてお配りをさせていただいております。正式な議事録につきましては速記が上がってきた段階で改めて委員各位に御発言内容を確認していただきたいと考えておまして、本日御用意させていただきましたのは事務局で概要を整理したものでございます。

資料3の1にもございますが、議論していく対象につきましては、身近なまちづくりを中心として議論をすることといたしまして、広域的なものについても視野に入れていくというのが前回の議論の方向性だったと思っております。

資料3のそれ以外の部分につきましては、時間の都合もございまして説明を省略させていただきます。以上でございます。

小林委員長 ありがとうございます。

最後のところで御確認いただきたいと申し上げて、再度、今回冒頭に御確認いただきたいと思いますが、1.小委員会で議論すべき対象についての最後のところでございます。身近なまちづくりを中心に議論をすることとし、広域的なものについても視野に入れるということで今後議論させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で議論させていただきたいと思っております。

## 国内外における参加型まちづくりの事例について

小林委員長 続きまして議事の3番目でございます。本日の予定はあらかじめ皆様にお話ししてきたところでございますが、国内外における参加型まちづくりの事例についてということで、今後、二、三回に分けて委員の皆様からさまざまな見地での御意見をいただきたいと思っております。今回は、既に御案内を差し上げていると思っておりますが、林委員、小泉委員、中井委員から事例発表をしていただきたいと思いますと思っております。まずお三方から発表いただき、その後、御質問あるいは御意見の交換をさせていただき、その後、まとめて自由討議という形で本日の審議を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、はじめに中井委員から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

中井専門委員 中井でございます。事例報告というか、イギリスの場合についてお話をさせていただきたいと思います。

既に御存じの方も多いのではないかと思います。復習の意味も込めて、最初に簡単にイギリスの都市計画でやっていることと、それ以外のまちづくりの役割分担みたいなものをお話をし、その上で都市計画での参加の話と、そうではない、まちづくり型の参加の話をさせていただきたいと思います。

まず法定都市計画からお話をさせていただきたいと思いますが、イギリスの法定都市計画は、基本的には土地利用規制の都市計画で、日本でいう事業とか都市施設といったものは法定都市計画の中には含まれておりません。それらは別の体系で、全く関係がないわけではないんですが、かなりの程度、独立して行われております。

法定都市計画の内容は次に出てまいりますけれども、デベロップメント・プランというものを最初に都市ごとに策定いたします。いわば都市の将来の方向、あるべき方向なわけですが、それに従った形で、個別に開発の案件が出てきたときに開発規制で実現していくと。ほぼすべてがこれに尽きるということでございます。

参加との関係で申しますと、1つはデベロップメント・プランをつくる時、これは都市のあるべき方向、あるいは地域のあるべき方向を決める極めて重要な法定文書でございますので、これを決める時に参加が行われます。こちらの参加は極めて広範に、比較的一生懸命と言ったらいいかもしれませんが、行われます。

それに比べますと、その後に行われる個別の開発規制の場合には、開発の範囲が非常に広くて、大都市の自治体ですと年間1万件ぐらいの開発案件を処理いたしますので、それにいちいち住民が参加しているわけにもいきませんから、多くの場合、住民の参加はございません。その意味では、運用に関してはかなりの部分、行政に信託されているということがございます。ただし、論争を伴うような特定の開発案件、「論争」というのは特定の住民が反対しているとかいうことではなくて、自治体の将来にとって非常に大きな影響を与えるような開発とか、戦略的に重要な地域で行われる、例えば拠点開発とか、そういうものについては、参加が行われる場合もございます。これが個別の開発規制の話でございます。

ただし、1点だけ注意を喚起させていただきたいのは、個別の開発規制の最終的な権限を持っているのは議会でございます。その意味では間接民主主義で決めていると。参加が全くなくて100%行政で決めているわけではございません。選挙で選ばれた地方議会の議員が最終的な決定権については留保しているという状態でございます。

こういう都市計画での都市づくりの基本形が次の図です。基本的には自治体が法定都市計画は責任持ってやりますので、住民にしる、民間企業にしる、そこに参加をしていくということで、イギリスではNPOの歴史が古いのでNPOの参加というのがある。これに対して国は指導をしたり、場合によって裁定というような行為を通じてかかわっていく。これが法定都市計画の参加の基本形になります。

次は、比較的広範に行われておりますデベロップメント・プランの参加をごく簡単に御紹介したいと思います。いろいろ書いてありますけど、大事なのは、3種類あるんですが、今回の報告ではストラクチャープランとローカルプラン、ストラクチャープランというのは広域の計画、日本でいうと都道府県レベルの計画で、ローカルプランというのは市町村のマスタープランのようなものだとお考えください。

どうやってつくるかと申しますと、まず自治体が素案を作成いたします。その次に事前協議というのが行われます。事前協議を経まして正式な縦覧案ができます。縦覧に入って、反対者との協議というのが縦覧期間中に結構行われると。こういうことをやりながらも案をどんどん修正をしていくというのが1つの特徴で、並行して案の修正が行われます。その後、策定手順の中では大きなイベントになります公開審議あるいは公開審問と呼ばれる手順に入ります。最終的に、審査官、これも後で御説明しますが、その方による修正勧告がありまして、決定・告示されると、こういう手順になっております。

それでは事前協議というところからごく簡単にお話ししたいと思います。事前協議は正式な縦覧に入る前の協議で、これについては法律であれこれせいと決まっているわけではないんですが、一応のマニュアルのようなものがありまして、一般的には、自治体は自治体の行う都市計画についてこういうところが関心を持っているというリストをあらかじめ用意して持っております。このリストは長いものになると800とか1,000ぐらいあるんですけども、そこに素案の段階で自動的に案を送りつける仕組みになっていて、それを見たそれぞれのところ、地域のコミュニティとか、ビジネス、各種団体が当該素案について意見があるときには協議が行われるという、決まったやり方があるような、ないような、そういう手続が事前協議でございます。当然、市民もその段階で意見を言うことができます。

そういう段階を経まして正式縦覧に入ります。これは日本と同じでして、案が、公衆が見れる、例えば市役所とか図書館とか、そういうところで縦覧されるわけです。縦覧の期間はさほど長なくて、せいぜい1月とか2月とか、それぐらいのレベルですが、特徴はだれでも意見書を提出できるというところで、そこにも書きましたけれども、個人・法人、これは在・不在に関係ありません。あるいは国とか、上位・下位の自治体とか、隣接自治体、関連行政機関、業界団体、市民団体、つまりだれでも横並びの形で意見を出すと。国であろうが隣の自治体であろうが、まさに対等の立場で意見を出すというのが特徴になっています。一般的に大都市の自治体では意見書は2,000とか3,000とか、それぐらいのオーダーになります。この意見書は登録されて、すべて実名で公開されます。公開されるというのは、だれでもそれを見ることができるという意味です。

次はこういう意見を処理する段階に入るわけですが、これは即地的なプランと広域計画の場合で処理の仕方が異なっておりまして、市町村のマスタープラン、比較的即地的なプランの場合には、原則として1つずつ処理いたします。反対の場合は、基本的には反対者との協議によって合意を図ります。ただ、2,000も3,000もあると全部が協議で片

づくわけがございませんので、残された反対意見というのが必ず出てまいりまして、これは次の「公開審問」という手続に参ります。それから、広域計画の場合には1つずつは処理いたしません。反対の多い項目とか、意見が分かれているような項目を中心に、審議すべき事項、つまりテーマを設定して、その後「公開審議」という方向に参ります。

公開審問というのは、つぶし切れなかった反対意見のすべてを1つずつ処理する方法で、「擬似司法課程」と書きましたけれども、こういう場所で反対者と自治体があたかも原告と被告のようにあらわれて、それぞれが主張し合う。当然裁判官に当たる人が必要なわけですが、計画審査官という人がこの役割を担うこととなります。最終的には審査官が総合的判断で、反対者の主張にも理があるので案を直しなさいと言うか、直さなくてもよいと言うか、いずれかということになります。これが公開審問という……。これは即地的な場合ですね。即地的な場合は個人の権利調整という意味合いがかなり含まれていますので、このような擬似司法的な手続になります。

もう一方の広域プランの場合には公開審議という方向に行きます。これは、あらかじめ議論すべきテーマが意見書を集約した段階で出てくる。そこで審議に参加する人を議長になる人が指名いたします。これは意見の提出者であったり、専門家であったり、あるいは、開発か保全かというような大きなテーマが設定された場合には開発側の業界の代表と保全側の業界の代表を審議のテーブルに呼ぶということが行われます。これは基本的には円卓会議です。したがって擬似立法課程というような形になります。議長は議事進行だけではなくて、最終的な審議の結論をまとめ、案に対する修正の要・不要を決めることとなります。この議長も、通常は計画審査官という方が携わることとなります。

そこで計画審査官というのは一体何者だということになるわけですが、これは大変歴史のある役職で、イギリスの都市計画法は1909年にできたんですが、計画審査官制度も1909年に同時に発足したという大変歴史の古い制度です。国の機関、独立行政法人である計画審査庁というところに所属する準公務員のような人で、都市計画の法と実務の専門家でございます。イングランドで200～300人というのは昔の数字で、最近、行革で人が減っていますので、今は200人ちょっとぐらいしかいないと思いますけれども、この方たちが公開審問、審議、場合によっては開発規制への不服申し立てといったものの審査に当たることとなります。一応法律によって独立した身分が保証されている、いわば裁判官のような人たちでありまして、とは言いつつ、国が直接関係者となるような案件、例えば高速道路の路線決定のような参加の場にはこの方たちは登場いたしません。

以上が法定の都市計画における参加ということになりますが、特徴的なことを申し上げますと、だれでも意見を提出できるんですが、かなり専門的な知識も含まれますので、個人の中には、なかなか意見を言うことが難しいという……。そういうことに対する支援の仕組みが割合充実しているというのが1つです。これはプランニングエイドという仕組みなんですが、市民はだれでも都市計画的な知識の助言を得ることができる。もう一つは、イギリスのこの種の参加では個人による参加というのは極めて少ないというのが実態です。

個人の意見はどこで反映されるかと申しますと、社会の中に多重多層に存在する各種団体を通じて、各種団体が利益の意見を述べ合うという形で大体物事が決まっていく。その意味では個人という最終的な単位をもとにした参加ではなくて、ある種の集団参加を念頭に置いてできているように私には思われます。

予定の時間がきちゃっているんですが、今度は事業物ということで、再生事業を取り上げて参加の話をしたいんですが、法定都市計画とは別の体系で、一言で言ってしまうと国の補助金を通じた仕組みと。一言で言うとパートナーシップの歴史ということになります。ポンチ絵をごらんいただきながら……。

まず、サッチャー政権の80年代のパートナーシップというのは主に国と民間企業とのパートナーシップで、これに対して、もう一方で伝統的な自治体・住民というグループがあって、2つできてしまったために激しく対立したというのが80年代前半の図式で、有名なロンドンドックランドとかはこの図式に当たるわけです。

それに対して後半になりますと、地域における対立関係は好ましくないわけで、国・自治体・民間企業でいろいろなことをやりながら住民も参加していくというような形に変わってまいりました。

その後、90年代に入りますとかなり構造が変わってまいります。何が一番変わったかという、国が外れたというのが非常に大きく変わったところで、国は基本的には支援の立場に回ると。あとは地域でやってくださいというのが90年以降の姿です。

いろいろな形があるんですが、時間もないので飛ばさせていただきます、これが今いろいろなところで試みられているローカル・コミュニティ・パートナーシップ、LCPと呼んでいるものですが、自治体と住民、NPOが入っていてもいいわけですが、このパートナーシップを国が認定して、補助とかいろいろな政策が国の認定した地域のパートナーシップを通じて地域に落とし込んでいくという仕組みです。これはブレアの地域に対するアプローチの特徴になっています。ただし、どこでも認定されるわけではなくて、再生が必要とされる80ほどの自治体・地域でのみこの仕組みが認められるようになっています。

もう一つは都市再生会社というやり方で、自治体と住民と民間企業のパートナーシップに、国が支援、これは余り支援はないんですが、やっていくというもので、事例を御紹介した方が早いと思います。

どういう会社かと申しますと、ここではニュー・イースト・マンチェスターというのを御紹介したいんですが、1999年10月に設立されまして、市当局、それから北西部地方開発庁と書いてありますが、これは国の経済開発支援機関です。各地方に1つずつあります。それから、イングリッシュ・パートナーシップというのは国の都市再生の支援機関です。それから地元コミュニティ、こういうものの協力体で、日本でいう認定NPOのようなものだとお考えください。マンチェスター都心の1,100 haの地域再生が目標。

何をやるかと申しますと、再生マスタープランをつくって、あとはマーケティングとかやるわけですが、一番大事なのは、いろいろな再生事業を各省庁がたくさん持っていて、

似たような形で似たような地域に落下傘のように落ちてくる仕組みになっている。

ここにありますように、こういうものがマンチェスターの地域に落ちているんですが、こういうふうにはばばらになっているものを、ある地域を限って、個別の地域に落ちる前に、それぞれコーディネートをしてから落とすと。そういうコーディネーションをやる会社が都市再生会社でございます。

これがその地域で、真ん中の赤いのが都心部で、その東側に広がる……。外側の黒い線は、モーターウェイ・ボックスと呼んでいますけれども、高速道路の環状線エリアでございます。

再生マスタープランというのはどんなものか、ちょっとごらんください。これは全体で、比較的細かいレベルでいろいろなことを、マスタープランというものを決めているわけです。

これを決めるときに会社としてどういう参加をしているかというお話で、まず、理事として参加いたします。理事は全部で9名おりまして、マンチェスターの市当局から2名、国の経済開発支援機関から1名、都市再生支援機関から2名、民間部門から1名、そして地元のコミュニティから3名が理事として参加すると。最終的な意思決定機関ですので、再生の方向なりコーディネーションの方向を決めていく上で参加が行われると。これが1つです。

もう一つは、さっきのマスタープランのお話で申し上げますと、当然つくるときに地域の参加というのをやっているわけで、1つは説明会。伝統的な方式ですけれども、これは地区単位にやるとかいうやり方ではなくて、地域の利益を代表するいろいろな団体を中心に計24回、説明会を行っております。地域の住民に対してはドロップ・インという、向こうの参加用語でこう言うんですけれども、特定の日時に地域の中にブース、仮設小屋といったらいいんでしょうか、そういうものを設けて、そこに来るだれとでも意見交換するというやり方です。住民を対象としたものは地区ごとに12回、企業を対象としたものも3回ぐらい行っておりまして、人口が2万人とか3万人ぐらいの地域なんですけど、延べにして2,500人ぐらいがブースに来て、公式の最終的な意見書という形まで200通ぐらいは行くと。これが事業物における参加でございます。

マスタープランの下には、個別にいろいろなところから落ちてくるお金で行われるいろいろな事業がございます、それは当然のことながらその地域の人を巻き込んで行うタイプの事業が多いので、この場合にもかなり参加が行われる。ただし外からの参加というのではなくて、地権者であったり、そこで生活をしているという意味での参加がそういう個別事業では中心になってくると思います。

以上で私の説明を終わらせていただきたいんですが、このような、一見かなり合理的に見える参加の仕組みも一朝一夕ででき上がったものではございませんで、長い時間をかけていろいろな試行錯誤を繰り返しながら、こういう形に今のところなっていると。実は今も参加の話はずっと続いていて、恐らく法定都市計画におけるきょう私がお話したような

参加も来年は変わっているだろうと。かなり流動的といいますか、社会情勢の変化等に合わせ見直しを行っているというのが実態です。特に法定都市計画の場合には策定に非常に長い時間とコストがかかりますので、それと参加の実効性のバランスをどうとっていくかというのが最大の論点で、あるときは極めて効率性の方にいきますし、あるときはコストは無視しても民主性だというふうに、揺れ動くわけです。行ったり来たりしながら、いまだに答えを見出せずにやっているというのがイギリスの参加の話だろうと思います。

もう一つ、事業についてはかなり形が確定してきていまして、基本的には民間と住民、ないし自治体、この人たちがパートナーを組まない限りは地域の事業はできないんだということが広く合意が得られていて、事業の組み方としては、先ほどのように会社をつくるという比較的かたいやり方から、フォーラムのような比較的緩いやり方、あるいは、例えばタウンセンター・マネージメントのように、個人の傑出した能力に頼るようなやり方とか、いろいろありますけれども、対等の協力関係がなければ地域のいわゆるまちづくりみたいなものは進まない。これは少なくとも1990年以降については広く合意が得られていると考えております。

以上、ちょっと急ぎましたけれど。

小林委員長 どうもありがとうございます。

中井委員、再生事業というのは、事業の質からいうと、例えば我が国でいうとかなり高規格の道路とか、そういうものが入っているような事業になりますか。

中井専門委員 いえ、あまり入っていません。高規格道路は再生事業の中にはほとんど含まれなくて、地域の中の幹線街路ぐらいは入る場合がございます。

ハード事業だけではなくて、例えば失業対策とか雇用訓練、教育プログラム、最近特に再生で問題になるのは防犯なんですけれども、ソフトな事業もこの中で行われる。お金はハード、ソフトの区別をつけずに包括的に渡す形を今はとっていますので、かなりいろいろなことが1つの財布の中からできるようになってきたという段階だと思います。

小林委員長 あと、極めて流動的だというお話ですけど、流動的な仕組みにしているには、常にどこかで議論されているということですか。参加のあり方について。

中井専門委員 やや誤解を招くような言い方だったかもしれませんが、法定都市計画については、議論されるわけですが、これは国会の場であったり、専門家の間であったり、5年なり10年ぐらいのタームで常に何らかの議論が起きているという状況を流動的と申し上げたと。事業については、法定の仕組みではありませんので、いわば新しいことを始めればそれが次のモデルになっていくみたいな、そういう感じはあると思います。

小林委員長 それでは、次に小泉委員、お願いします。

小泉臨時委員 東京大学の小泉です。

アメリカにおける市民参加型都市計画ということでお話ししたいと思います。冒頭の3分の1ぐらいは、前回の委員会を欠席しましたので、私なりに考える市民参加型まちづくりと都市計画の意思決定に関する課題ということで話させていただきたいと思います。

「次世代参加型まちづくり」というキーワードで何が問題なのかと考えると、参加型というのは意思決定の問題であって、意思決定の民主化と、意思決定の中での地域性の確保ということではないかと私は考えております。

この図で説明したいんですけども、最近、規制の緩和とか強化とか、場合によっては事業を推進するとか事業に反対するという話があるんですが、そこは議論してもしょうがなく、地域性に合った計画をつくるとか、市民の意思を反映した事業をきちんとやっていくことができれば、事業の推進でも、事業をやめることでも、規制を強化することでも、反対であってもいいんじゃないか。ここの軸ばかり強調してもしょうがなく、むしろこの辺が重要で、そういう意味でこの委員会での検討というのは都市計画のシステムとして非常に重要なテーマを扱っているのではないかと考えています。対抗軸として考えると、地域性に対して画一性、それから市民意思に対して、今までの行政決定の都市計画の構造というのがあって、そのあたりをなるべく地域性や市民意志のベクトルに変えていくのがこれからの制度改正の方向じゃないかと考えております。

後で話すアメリカの都市計画の1つの特徴が、都市民主主義というのを非常に重視していることです。都市民主主義とは何かと。端的に言うと、都市社会というのは価値観が多様化しているんだということを前提に置いて意思決定を行わなければならないということです。そのためには議会制民主主義だけでは不十分であった。それから審議会のような一部の市民代表による意見を申しのべるようなことも不十分であったということがわかっていて。さらに言えば、アメリカというのは住民投票制度というのが非常に発達しています。それがあっても不十分だと言われています。今、アメリカで重視されているのが参加民主主義という話です。パーシティペイトリー・デモクラシーとっておりますが、日本の参加型まちづくりはまさにこれを先取りして実践してきたということだと思っております。

次は意思決定の段階ということで考えてみると、最初に真ん中を見ていただくとアリーナとあります。これは議会の議決とか首長さんの決定という、何か意思決定をする段階です。それに対して事前にいろいろ議論をする場、フォーラムというのが存在するだろう。それから、決められた後にそれが本当に正しかったのか改めて問う場、コート、司法的な段階が存在するだろう。こういう枠組みで物事を整理してみるといろいろ問題が見えてくるんじゃないかと。フォーラムの段階が参加民主主義におおむね該当して、アリーナの段階というのは代表制民主主義、議会制とか直接投票制度、コートの段階というのは司法的な裁定に該当するというふうに整理できます。

日本の都市計画の制度とか実務的な側面から見ると、参加民主主義、フォーラムの段階で見ると、自治体の実践としては相当やっています。充実してきていると思います。ただ、これは自治体のやる気に依存するわけです。そこは制度的に保障することが重要じゃないかと考えております。縦覧とか公聴会というのは都市計画の制度としてはあるんですが、それでは不十分だというのは間違いのないと思います。

アリーナは、日本の場合は行政決定になっていますので、議会の関与をどうするかとい

うことが僕は大きな課題だと思っています。最近できた提案権みたいな制度もここに入ってくるんですが、これをもう少し拡充できないか。住民の意思決定への関与可能性ということですね。直接投票みたいなものとあわせながら考えていかなければいけない。それから、審議会機能というのがフォーラムからコートまで全部担っているような感じになっているので、機能を分けて整理して考えていかなければ、何でも都市計画審議会に依存するという形になってしまっているのでは、ちょっとおかしいのではないかという感じがしています。

それから、コートの部分については非常に日本は弱いですね。都市計画決定に対する訴訟というのはほとんど棄却されてしまう。準司法的な機関というのも、中立的な準司法機関というのがうまく機能していない。中立性という観点から見ると機能していない。そういう問題があるんじゃないか。

次に、アメリカにおけるまちづくりをこの3点で見たいと思います。

まず計画評価を通じた住民参加ということで、計画評価という概念がアメリカではよく出てきます。3つあります。1つは日本でいう都市計画決定に近いようなものですね。例えばマスタープランをつくるとか、ゾーニングの条例をつくるというような場合ですね。それに対する評価をきちんとやっています。日本だとまだほとんど技術的には行われていないので、一部の自治体で試行的にやられているぐらいなんですけど、決定の事前段階で評価するわけです。しかも代替案を幾つかつくってよしあしを判断する。そのことによって市民が意向を反映しやすくしているということがあります。もう一つは個別開発計画に対する評価。日本ではアセスメントみたいな言い方をされていますが、開発計画に対して事前に評価を行って市民の意見を……。これも代替案をつくるのが義務づけられています。

この2つの関係を見てみると、計画決定に対する評価が十分に行われていれば、個別開発計画に対する評価は相当手続として簡素化するということがやられるわけです。なぜかという、マスタープランやゾーニングに規定してある範囲の中で開発をする分には、事前にいろいろな観点が討議されているんだと。したがって意思決定の手続は相当簡素化してもいいんだということで、マスタープランとかをつくるのが意思決定手続の総量の効率化に貢献しているといえると思います。

あと、計画とか事業を行った後のモニタリングプログラムというのがあって、事後の評価というのがあります。マスタープランとかをつくるときにあらかじめ評価指標を市民参加でつくるわけです。それで計画の進行状況がどうなのか、継続的にウォッチしていく。で、必要があれば見直していくということをやっております。

例えばシアトル都市圏で評価プログラムがどれだけあるかということなんですけど、キング郡とか、広域政府とか、シアトル市とか、NPOとかもやっています。いろいろな主体が相互に協力し合いながら評価プログラムをやっているということがあります。

これは広域政府の計画評価の書類です。

計画評価を通じた住民参加にどういう意義があるのかということで、早期からの継続的

参加を可能にしている。例えば、計画でも個別開発でも事前の評価の場合には最低2回の意向反映のループを確保しています。1回意見を聞いておしまいということは絶対しません。意見を聞いた上で計画を修正して、それを見せて、もう一回意見をもらう。さらに、最後に聞いた意見に対してどういうふうに対応したのか、しなかったのか、公開するわけです。このループの最低2回というルールはきちっと守られています。それから代替案の形成とか情報公開というのが相当徹底しているということで、討議をなるべくしてもらおうということを前提に意思決定プロセスが組まれているといえると思います。

今の話と重複するんですけども、マスタープランというのが意思決定のシステムの中心になっているということですね。シアトル都市圏とテネシー州の2つの事例について御報告したいと思います。

ちょっと見づらいんですけども、一番上が州の計画目標の段階であります。それを受けて広域レベルの計画が策定されて、それを受ける形で郡と市の実質的に拘束力のあるマスタープランのためのフレームワーク、方針が策定されます。それを受けて郡と市のマスタープランが個別につくられる。重要なのは州法とか広域レベルの計画は本当に緩いものであって、マスタープランを中心にいろいろな実現手段、例えばゾーニングの見直しとか、いろいろな事業主体がアメリカはありますので、そういう事業の計画とかをマスタープランは強く拘束するというふうになっています。ではマスタープランはどうつくられるのかというと、例えば郡と市が水平的な関係でフレームワークをつくった上でマスタープランをつくと、そういう形になっているわけです。そういう形で、1つは縦方向に対して計画間の整合性をうまくとっている。うまくとっているというのは、必ずしも上意下達的ではないということです。郡と自治体が対等な関係で協議をしているということですね。もう一つは横関係、例えばアメリカの場合はスペシャル・パーパス・ディストリクトといいますけれど、下水道整備主体とか、個別事業の主体が政府のようになっています。その意向をマスタープランを通じて横方向に調整しているということです。

これはなぜ事業に対してマスタープランが拘束力を持つのかという話ですが、インフラとかを重点的に整備するところがきちんとマスタープランに明示されています。そこに対してのみ、例えば学校をつくったり、下水道を整備したりということが許されることになります。法的に厳密に拘束されているということがポイントなんですけど、そういう形になっているということです。

これもちょっと見づらいんですけども、これはテネシー州の計画調整の仕組みですが、ここでおもしろいのは、合意形成のいろいろな枝というんですか、うまく合意が得られればこっちの流れですぐ計画ができます。合意が得られない場合には第三者機関が調停に入ります。調停に失敗した場合には第三者機関自体が計画をつくります。そういうふうに計画の策定の課程が、調停が失敗した場合についても細かく決められていると。最終的には、一番下に書いてありますが、司法的な機関、この場合は裁判所に直接行くことになっておりますけれども、裁判所が最終的には面倒を見るということが州法上も規定されている。

そういうことで、準司法的な機関とか司法機関が出口にいて、そこが意向調整の最終的な責任を負っているということで合意形成型の制度が成立しているといえると思います。

その次は参加民主主義を進めるプログラムということで、近隣計画プログラムとネイバーフッド・マッチング・ファンド、いずれもシアトル市で行われているプログラムですが、最近ほかの都市でも似たようなプログラムが多く行われております。

もう一度おさらいすると、これはワシントン州とシアトル市の計画の体系ですが、成長管理政策があって、目標があると。計画政策といっていますけど、郡レベルの方針があって、これは自治体と郡が水平的な関係でつくる。それを受けて市のマスタープランというのがつくられていると。市のマスタープランは4年間かけてつくっています。費用は850万ドル、10億円ぐらいですか。そのうち参加に関してかけたコストが350万ドルといえますから、4億ぐらいかけていると。300回の公聴会をしている。何でそれだけお金がかかれるのかということなんですが、住民参加をしないと裁判で負けてしまうということが背景にはあります。一番下の近隣計画というところですけど、マスタープランを受け形で近隣計画をつくっているということです。

近隣計画は、市から住民組織に対してお金が直接支払われて行われているということです。市がお金を確保していて計画を立てるというのではなくて、住民組織自体が計画を立てています。市の職員が派遣されて計画策定をサポートしていますが、基本的には社会心理学とか紛争調整などの専門家が中心です。住民組織の設立とかを経て計画を策定していくわけです。

これも小さくて恐縮なんですけれども、アウトリーチとか書いてあるんですが、住民の合意をとるプロセスを十分にとって計画をつくっているということです。

最後に計画ができた段階で進行管理表というのをつくるわけです。そこには提案の内容に対応して、実施期間とか、予算の見積もりとか、実施主体、市からの返答といったことが明示されます。市からの返答の内容は、例えばお金が幾ら用意されて、いつまでに何を実行するのかということが明示されます。それから、計画が実現できそうにない場合は、こういう理由で実現できそうにないということを明示するわけです。こういう進行管理表自体について自治体と近隣で合意することになります。これは毎年見直していくわけです。事業ができれば、事業が完了したと記述されていくことになります。

次がネイバーフッド・マッチング・ファンドというのですが、コミュニティ組織がプロジェクトを企画応募して、それに対して市がお金を半分だけ助成すると。自分たちのお金と市のお金をマッチしてやるということでマッチング・ファンドと呼んでいます。1つのプロジェクトが1,500万円とか100万円ぐらいで、年総額で大体3億円をシアトル市の場合は用意しています。プロジェクトはどういうものがあるかというと、公園整備とかハードのものもありますが、コミュニティ組織の連携を強化するいろいろなプログラム、集を開くとか、そういうことに対してもお金が出ています。それから、公開審査ということで公開で審査がされていて、審査員はコミュニティ組織から代表的な人が選ばれて入っ

ています。もちろん行政も入っていますが。それから、プロジェクトの実施結果については助成を受けた組織に報告する義務があります。実施プロジェクトについては市が公開して、どういう状態になっているのか、ほかの市民が評価できるようになっているということです。

これは例を写真でお見せしているんですが、こちらの写真がコミュニティガーデンです。シアトルのダウンタウンのすぐ近くで、空しか見えないのでダウンタウンという雰囲気がしないんですが、コミュニティガーデンを、その地域のCDC（Community Development Corporation）がつくっている例です。こちらは公園のいすをデザインしてあるんですが、チェスの盤になっています。いすのデザインを公開でコンペをして、コンペで出てきた計画案を選定して実際につくると。コンペから実際にものをつくるまでの全体についてプロジェクトとしてお金を申請して補助してもらっていると。

最後に法規定にごく簡単に触れたいと思うんですけども、例えばワシントン州法の場合、計画目標というのが州法に規定してあって、全部で13あるわけです。13のうちの1つが早期からの継続的な市民参加ということで、13分の1の重みがあるということです。計画目標のターゲットの1つが市民参加で、それには早期かつ継続的ということが明記されているということです。それから、細かく具体的に見ていくと、先ほどの中井委員のイギリスのシステムでもあったんですが、多様な主体に意向を尋ねることが義務づけられています。多様な主体というのは具体的に列記してあります。地権者だけではなくて、利害を持つ人というわけでもなくて、関心を持つ人ということが明記されていると。その人たちにも情報を提供して意見を求めなければならないということが明記されております。それから、これは都市計画ではなくて環境政策の方の制度として、州の環境保護法というのがあります。これに基づいて計画の許可手続が進められることによって、情報公開とか選択肢の形成、意思決定への住民・市民の関与というものが保障されているということで、法規定が参加型のまちづくりを進める上でちゃんと整っているということが特徴としてあります。

アメリカの制度は州ごとに異なっているので、私がきょう紹介したのがすべてではなく、これ以外のタイプもあり得るということをつけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

小林委員長 ありがとうございます。

小泉委員、後ほど、パワーポイントの資料を皆さんに配付いただけないでしょうか。後で勉強させていただきたいと思いますので。

小泉臨時委員 わかりました。

小林委員長 小泉委員、アメリカはかなり多様な参加の形式があると思うんですけど、御紹介いただいたシアトルその他は、アメリカの中でかなり進んだ参加の形態をとっていると理解してよろしいですか。標準的なものですか。

小泉臨時委員 相当進んでいるタイプです。ただ、基本的な参加の権利の保障とかは多

くの州で最近では導入しています。シアトルのような意思決定手続を州法の改正として行っている州が14とか15ぐらい既にあるということです。

小林委員長 それでは、最後になりますが、林委員、お願いいたします。

林臨時委員 時間があれですから、手元の資料でいきましょう。

日本のまちづくり事例についてということです。中井委員、小泉委員、いずれも制度、仕組みを中心、事例もそういうこととの関連で説明されたんですが、私はほとんど現場のまちづくりのケースからいっているんで、そのことは初めにお断りしておかないといけないと思います。それから、表紙の日にちが1日間違っていませんね。すみません。

1枚めくっていただきますと、90年代まちづくり：7つの転回点と書いてあります。90年代はいろいろな意味でまちづくりには大きな変化があったと思いますが、まちづくり活動をしている現場で主流だった要求型のまちづくり、住民活動から、主体型、自分たちがやるんだというのに転換したというのが1つの特徴。

2番目は、住民参加に新しい「機会の窓」が誕生したと。これは制度的にもそうですし、民間の財団その他の助成とか、そういったことも含めてそうです。細かく書いてありませんが、制度的には先ほどお話があった、最近では提案制度とか、東京都のしあま条例でも、いろいろ条件はついていますが、そういったものが出てきているということです。

3番目は、社会的コミュニケーション手法と書きましたが、まちづくりワークショップみたいなやり方、方法が幅広く開発されたと。100を超える手法が出ている。同時に、IT、インターネットやメール、さまざまな新しいシステムでコミュニケーションが可能になった。これが現場では非常に大きな変化を起こしている。

4番目が、NPOが登場したということと、それに伴って、「新しい公共」という議論をしています。対等の立場で、というふうに現実はなかなかいかないんですが、理念としては住民と行政と企業とNPOと一緒に将来の社会を担っていこう、つくっていこうという考え方が次第に広がっているし、特に市民の活動の現場に非常にそれが広がってきていると思います。

次のページですが、同時に、まちづくりNPOの活動とか組織モデルみたいなものが見えるようになってきたと思います。まちづくり協議会というのは昭和50年代半ばぐらい、神戸はもっと早いか、登場していましたが、また違うタイプもいろいろ紹介されるというようなことがあって、試みが出てきている。

6番目は、まちづくり経済活動と書いてありますが、まちづくりということの中にコミュニティ・ビジネスとか地域通貨みたいな、ローカル・エコノミーみたいなものを重視していかないといけないんじゃないかという考え方が出てきていると。

7番目ですが、90年代は基本的な法律その他、できたり、改正されたりして、幾つか挙げましたが、これ以外のものもたくさんあるわけで、それがまちづくりの環境を現場で変えてきていると。最近で申しますと、分権一括法以降、自治体が自治基本条例をつくるとか、市民活動推進条例をつくるとか、次々に独自の、参加の問題を含めて、住民主体の取

り組み、あるいはNPOとの連携、そういうことが出てきているというのがこの間の状況だったんじゃないかと思います。

それは全体的な話で、若干事例を挙げてあります。行政側から仕掛けたのが次のページの新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技への住民参加ですが、これは、新幹線は高架化しているんですが、在来線が高架になっていないものを高架にするということで前から計画していたものを、近々計画の決定をして具体化していこうと。そのための駅舎・駅前広場の計画の競技設計を参加でやりたいということです。

この構造では、審査委員会というのが左側にありますが、主催者は県と市ですが、そこに企画会議というのをつくって、それにアドバイザー、私も入ったんですけども、専門の方が入って、右側に市民窓口委員会と。ここが特徴で、NPO法人まちづくり学校というのは、新潟県で90年代の初めからニュー新潟推進機構という組織をつくって、まちづくりとか市民参加とか、さまざまな形の市民の活動の交流とか、そういう人たちを育てていくような試みをやってきたんですね。それから、新潟市が90年代の半ばからまちづくり塾というのをやりまして、そんなに長くやったわけじゃないんですが、そこにニュー新潟推進機構に集まった人たちが、市がつくった塾なんですけど、集まってきて、参加のまちづくりのいろいろな手法を実践的に勉強したと。それが、2000年だったか、NPOをみんなが集まってつくって、40人ぐらいは参加のまちづくりの達人が集まっているんですね。そういう人たちに行政が呼びかけて、市民の声を反映するための市民窓口委員会、これは完全に市民ばかりでつくるんですが、市民の意見を入れながら競技設計を進めるということで、一昨年仕組みをつくって、昨年コンペをやって、昨年の暮れに決定をしたということです。

次のページを見ていただきますと、コンペの企画段階からの参加。フローチャートが書いてあって、2段階コンペにしたんですが、要綱を決める段階での参加、それから一次提案が出てきた段階で提案者選別に市民の声を反映させるとか、一次を通過した5人の人たち、プランナーや設計者ですが、この人たちに市民が意見を聞いたり戦わせたりする機会をつくると。それから二次の審査の前に市民の期待とか思いを伝えるといった形で、最後は公開審査で決めるというふうになっています。

1枚めくっていただきますと、NPO新潟まちづくり学校が参加の企画運営を担う。市民窓口委員会を組織して市民と行政を結ぶ。これはまちづくり学校の人たちと市あるいは県の人たちと一緒に、要綱だの進め方を相談している。まちづくり学校の事務所の部屋ですけども、そういう状況です。比較的水平的な関係ができ上がったんじゃないかということところです。これが行政から仕掛けたやつです。

その次は、専門家が長年にわたって、全く民間ベースでやった谷中のケースです。1988年ぐらい、もうちょっと前段があるみたいですが、後ろにうっすらと東京の地図が写っていますが、星印あたりが……。谷中学校はまちのマネジメントをするということで非常に注目される活動体だと思います。たった3人の人が中心ですが、建築とかまちづくり、都市計画の専門的なノウハウのある人たちです。活動はそこに挙げてあるように、物的な

ものだけじゃなくて、「谷中芸工展」みたいにその地域の資源といいますか、特徴をなす芸術とか工芸の人たちとの連携で、これは飲食店なんかも入っているんですけども、そういうイベントをやるとか、非常に幅広く地域の活性化みたいなことに貢献しているということだと思います。ただ、行政的にいうと、いい関係をつくっているんですけども、ちょうどいいお金がいつもめぐってくるわけではないので、この人たちは本当に大変な思いをしながら十数年間頑張っているということです。

その次のページは「谷中ギャラリーすご六マップ」とありますが、彼らの努力もあるし、そばに芸大があるとかいろいろなこともあって、既存の建築を活用したり蔵を改造したりしながらギャラリーがたくさんできてくるとか、なかなか特徴のある、個性のある地域性をつくり上げている。小泉委員の最初の話と通じると思うんですが、そういうまちづくりとして、ここはとてもユニークになってきましたね。ユニークになってきたので最近マンションにねらわれたりして、これがまた苦心の種という……。マンションと住民の間を一生懸命調整しながら結ぶというようなことも、成功したり、全然ディベロッパーに相手にされないで失敗したりしているようですけれども、そういうことがあります。専門家といっても、学生のと時からかかわって、そのままかかわり続けているという人たちですが、そういうケースです。

その次は、山谷ふるさとの会と。これはホームレスのためにいろいろな活動をしている人たちが、NPOになりましたが、山谷ふるさとの会を中心に、毎年1ないし2棟ずつ、自立支援のためのホームレスの仮の住まいをつくっているという状況です。ここで注目すべきは、生活保護のお金をハウジングの方に役立てたり、ホームレスの皆さんは高齢化しているので、介護とか、いろいろサポートしてあげないといけないということで、そういう社会サービス、ソーシャルサービスも一緒にしていると。それを、それとは別に独自に入ってきている看護婦さんたちとか、お医者さんとか、いろいろな人たちとネットワークをつくって支援するという形をつくり出しているんですね。いろは商店会というのは、泪橋からちょっと行ったところでよく知られた商店街ですが、ぼろぼろになっているところを建て直すのに一緒に頑張ろうとホームレスの人たちやふるさとの会の人たちがかかわり出しているというので、だんだんまちづくりの方に入ってきているという形です。

その次のページは一番初めにできたふるさと千束館で、薄くて見えないけれども、事業ができなくなっちゃったドヤをオーナーから丸ごと借り上げて提供すると。生活保護の住居費扶助のお金がうまく回るようにしているということですね。

その次は小林委員のホームグラウンドの真野のケースですが、中身はお話するまでもないと思うんですが、震災直後から復興に至る間、あの地域のまちづくり推進委員会とか、ふれあいまちづくり協議会とか、地元の人たちがまさに一人一人の「私」を開いて「公」となるという新しい公共の活動をやり、市がそれをサポートするというようなことで大きな成果を上げたというので、これは危機管理と地元のまちづくりとのかかわり、日ごろのかなり密度の高いまちづくりが災害のような非日常的な事態に強いコミュニティをつくっ

ている。日常的なソフトに見える活動というのは決してソフトに終わらないで、まち、ハードな状況も守るとか、それがきちんと動くような形、あるいは維持されることに大変役に立っている。その面を含めて評価しないといけないんじゃないかということです。

台湾のケースが入っているのは、災害で共通することがあって、台湾の場合は、そこに写っているのは災害の応急避難住宅ですが、行政だけで頑張らずに、大変な災害だからあらゆる主体が協力してやりましょうという考え方に立って、行政が直接供給したのは全体の3割弱で、それ以外はいろいろな基金会とか、宗教団体とか、そういうところが供給したと。この写真に写っているのは宗教団体が供給したのですが、いろいろなコミュニティ施設を組み込んだり、さまざまな工夫がされておりました。とても大変な災害だから、阪神淡路のときは全部行政の責任でやらなければいかんという発想があったと思うんですね。それに対して台湾の場合は、大変だからみんなでやろうと、こうなったあたりが重要なポイントではないかと。新しい公共というのはそういうものなのかなと実感したケースです。

そんなことで、次のページは、この10年あまりでまちづくりの現場はうんと変わったと。

ここでも議論になりましたけれども、次のページは住民参加に対する偏見は少なくないということで、その次のページは小さな公園なんですけれども、住民参加は時間がかかるというのは誤解で、10年間も行政が放置していた土地を1年足らずのワークショップでちゃんと設計は決まったんだけど、予算がないから、小さな3,000㎡の公園に2年かかったというようなことで、行政の方がずっと時間を使っているじゃないのということが現場にいっぱいあるものですから。つまり、どういうふうにお互いを評価するかということをやちゃんと議論しないと、一般的に言われていることは偏った見方になっている。

関心のある住民しか参加していないというのは、逆に関心のある人に出てきてもらうというのが大切だと。僕もそう思うんですけどね。お金を払っているわけじゃないのに時間を工面して出てきてくれるというのは大変重要なことではないか。

その次は、コミュニケーションの方法はまちづくりの鍵で、大体、行政語と住民語って全然違う国の言葉みたいに違っているもんだから通じないんですね。通じないということがよくわからないようでありまして、通じると、その写真にあるようにみんな楽しく、行政の人とか議員さんも入っているんですけど、みんな頑張ります。

その次のページは、そういうふうにしてできてきたまちの中のさまざまな場はある種のcommonsになる。そういうものを積み重ねると地域の安心とか安全のネットワークがいつの間にか密度が増していくと。そういうことも大切なポイントではないか。

きょうお話したところは、最後のページに「上からの都市計画」、都市計画は一生懸命改革をして、そうじゃなくしようと努力をしているわけですが、と「現場から広がる」まちづくりの接点は、現在はないとわざわざ書いています。「ない」というのはうそなんですけれども、「ある」というには非常に細い、地獄からクモの糸にすがって上に上るぐらい少ししかない場合がとともあるというので……。左側は都市計画発のまちづくりと現場のま

ちづくりが縦割り制度でなっていますが、右側はまちづくり発の都市計画で、それぞれが協力しながら、協働の関係をつくれるようになるべきじゃないかということを書いています。

長くなって申しわけありません。

小林委員長 どうもありがとうございました。

## 自由討議

小林委員長 それでは、きょう予定されている3人の委員の方々から事例発表をいただきましたので、それぞれの委員の方に御質問いただきたいと思います。最初に中井委員の発表について、御質問があれば。

どうぞ。

青山委員 イギリスも、アメリカも、日本も、大変参考になりました。ありがとうございました。

中井委員のイギリスのデベロップメント・プラン、3種類ありましたけれども、それぞれの計画は、例えば広域的自治体の計画でいうと、例えばですけども、GLAのロンドンプランみたいな総合的な計画との関係がどうなのかということと、広域計画、基礎的自治体の計画等がそれぞれどういったタイムスパンで策定されるのかということと、後で事例で出てくるマンチェスターの都市再生会社のような計画とデベロップメント・プランとの関係がどうなのか、その3点について教えていただければと思います。

中井専門委員 広域、狭域、さらにはもう少し広い、日本でいうならば首都圏レベルぐらいの超広域の計画間の調整の話だと思うんですが、ロンドンのケースはちょっと特殊なんですけれども、一般的に申しますと、教科書どおりにまず広域をつくって狭域をつくるという順番で物事が行われるのであれば、狭域は広域に従うことになっています。しかし現実には先に狭域の方ができていたり、先に基礎自治体の計画ができていたり、あるいは、同時にあっても片方が見直しのタイミングで変えるとか、いろいろそごが起きてくるわけです。最近の傾向を一言で申し上げると、基礎自治体のプランをどちらかというと優先すると。広域の計画は、基礎自治体が決めたことを受けて、必要があれば見直しなさいという形になっているのではないかと思います。

もう一つ、現在まさに動いている話といたしましては、都道府県というレベルが極めて中途半端なレベルだと。もう一つ大きな、日本でいうならばブロック別に当たる、そのところの計画に重点を入れましょうということで、ブロック別計画はきっちりつくると。都道府県は飛ばして、次は市町村の基礎自治体の計画と、こういうぐあいになりつつあります。このときに、ブロック別計画は、法定の拘束力といいますか、基礎自治体の計画に対する拘束力は持たせた方がいいんじゃないかという議論があります。しかしながら、仮に持たせたとしても、首都圏レベルの計画ですから、ディテールが書いてあるわけではな

くて、方針のプランなんですね。即地的ではありませんけれども、方針のプランなので、仮に拘束力を持たせたとしても、基礎自治体にはかなり裁量の余地があると、そういうような関係になるんじゃないかと思います。

それから、タイムスパンは計画期間というお話ですか、それとも策定にかかる時間ということでしょうか。

青山委員 計画期間です。

中井専門委員 広域計画は20年ぐらいというのが一般的だろうと思います。即地的な地方自治体の計画は15年ぐらいという感じだと思います。広域が20年から25年ぐらいの感じじゃないでしょうか。

それから、最後のまちづくり事業といいますか、再生事業とデベロップメント・プランの関係ですが、これはなかなか微妙なところがございます、プランは長い先を見ながら……。計画は規範的なんですね。それに対して事業というのは、お金が来るとか来ないとか、機運があるとかないとかいうことにかかなり左右されるもんですから、一般的には規範的なことが書いてあって、それに合っているか、微妙に合っている、合わないにかかわらず、お金が来たからこっちでやっていますみたいなことはイギリスにもいっぱいあります。その意味ではプランの方も、大きく再生をしたり、都市を変えていくというような地域については余り具体的に将来のことを書かないというのが最近の傾向で、お金が来るか来ないかもわからない、来たらいろいろなことができる、来なければ時間がかかるだろう。それから地域のコミュニティの機運の問題もありますし、会社をつくるのであれば組織化にどれぐらい時間がかかるかとか、不確定な要素がたくさんあって、もともとデベロップメント・プランというのは将来の絵姿みたいなものを意識した、それ自体はかかないんですけど、意識したプランなので、なかなかかきにくいところについては真っ白で抜いているようなプランもございますので、余り整合がとれた関係にはなっていないと私も思います。

青山委員 どうもありがとうございました。

小林委員長 ほかに中井委員に御質問ございますか。

今のマスタープランの議論、例えばマスタープランをつくるのに参加するという議論と、マスタープランは変化が激しいところでは意味を持たなくて、場合によってはプログラムみたいなものであると。そういうときの市民参加って大分違うような気がするんですね。後者だとかなり行政的な判断でプランをつくって、市民が参加すると、どちらかという絵姿をかかないと判断できなかつたり、その辺の関係はどうなんでしょう。

中井専門委員 基礎自治体レベルのプランと申しまして、イギリスのプランは、保全系の余り土地利用が変わらないところについては多くの住民、市民がある種の共通のイメージを持っていて、それが絵姿としてあるだろうと。そこについては従来型のというんでしょうか、ああいう形での参加というのがうまくいくと思うんです。もう一つの割と動くところは、プログラムといいますと、どういう事業を落とし込んでいくかという以前の問題として、例えば開発の方向性とか、テクニカルなことに対する参加というより、まちの

行くべき方向性に対する参加のレベルであって、政策レベルでの参加に近いんじゃないか  
と思います。

現実にデベロップメント・プランというのは、絵姿プランは実は後ろに隠れているんで  
すね。保全系のところはかかなくてもみんなわかっているんで、動きそうなどの政策的  
に誘導すべきベクトルの方向がかいてあるような、そういう性格のプランなので、日  
本でいっているような市町村のマスタープランとは性格が異なるところがあるかと思  
います。事業の基本方針、あるいは地域の基本構想に近いようなイメージで考えていただ  
いた方がよろしいかと思います。

横島委員 プランニング・インスペクターという制度を日本で探すと土地収用委員会ぐ  
らいしか僕には見つからないんですけども、これがかなり重要な制度上の柱になって  
いてさまざま動いていると。しかもそれが100年の歴史の上にどっかり座って定着して  
いる。これを日本にはめ込むと、ほど遠い道のりしか感じないわけですが、日本の既設の制度  
なり組織なりで代替性を求めることが可能かどうか、現実的にどう考えたらいいですか。

中井専門委員 この制度を御紹介するたびに聞かれるお話なので、私なりの答えを用意  
しているんですけども、イギリスというのは基本的には階級社会といいたいしょうか、よ  
くも悪くもエリートイズムが残っている社会で、都市計画はそもそも専門技能としてある  
種のステータスを持った職業になっています。その意味で、専門家組織、とりわけ合意形  
成や裁定、調停というところに加わってくる専門家が組織的にできる風土が恐らくあるん  
だろうと思います。

それを日本に持ってこようとしてもなかなか難しい。日本の場合には、どういう立場か  
らも中立だというのを組織的に行うということは現時点では極めて難しいんじゃないか  
という意味で、私は組織的に計画審査官のような仕組みを日本に導入するのは非常に難  
しいだろうと思います。

しかしながら、全く可能性がないかというところでもなくて、イギリスは、アメリカほ  
どではありませんけれども、対立関係が明確に出てきやすい構造になっているわけ  
です。ですから計画審査官が出ていかなければいけない場面が非常に多いわけ  
です。それに比べると日本の場合には、計画審査官がどうしても出ていかなければ  
いけない場面というのは絶対量からいくと少ないだろう。行政なり、市民なり住民  
なり、あるいは事業者なりが協議の中で片づけていくような部分があると。最終  
的ににっちもさっちもいかないようなものもありますよね。収用委員会のお話だ  
と思います。こういうときには、私はごくごく少数、例えば5人というような数  
でもいいので、日本型の計画審査官みたいな...  
...。なぜ少数をいうかといいますと、組織や職能としての計画審査官ではなくて、  
個人の知識とか、個人の社会的な評価とか、そういうものに多くを依存した計  
画審査官制度というのは日本でもあり得るんじゃないかと。もし日本で組織的  
にもそういうことができるのであれば、最初の5人の方が突破口になっていただ  
かないといけないんじゃないかと考えています。

山内臨時委員 イギリスの法定計画への参加のところで、個別の開発規制に関してはほとんど行政に、とても例が多いので信託されているけれども、最終的には議会が議決するのでというお話だったんですけど、議会の中ではこれはどのように審議されて、議決されていくのでしょうか。日本と議会のあり方が違うような気もするので。

中井専門委員 まずイギリスの自治体には首長という存在がありませんので、議会が立法と同時に行政の長でもあるという構造をとっているわけです。一般的に開発規制の場合には、議会の中に都市計画委員会というものがございまして、その長、委員長が中心となって行政の都市計画部隊からの報告、プラス最終的なアドバイスを聞きながら判断をするという形をとっています。圧倒的多数は行政のアドバイスに反して議会が開発許可について判断を下すことはございません。しかしながらそうじゃない場合もあるということで、この事実が結構重要ではあるわけです。開発の中には政治的なものもございまして、技術的には好ましくないけれども政治的には好ましいということも当然ありますので、そういうときには判断をする。

もう一つは、イギリスの地方議会の議員というのは、大都市は別なんですけれども、ほとんどのところは普通の人で議員なんです。昼間は普通の仕事をして、夜、議会とかがあるわけで、その意味では、イギリスの地方自治というのは行政学者に言わせると素人主義であると。これがいいところでもあり、悪いところでもあるのだと言われてます。

小林委員長 よろしいでしょうか。

まだ御質問があるかもしれませんが、あとお二方いらっしゃいますので、次に移らせていただいて、さらに御質問があれば再度時間の許す限り御議論をいただきたいと思ます。

それでは、次に小泉委員の発表に関連して御質問なり御意見をいただきたいと思ますが、いかがでしょうか。

冒頭に、意思決定の民主化の議論と地域性の確保という議論がありましたが、ちょっと聞き逃したんですが、これはそれぞれ独立したことなのか、小泉委員の御意見としては、意思決定の民主化が進めば当然のことながら地域性が確保されるとおっしゃっているのか、その辺はどうなんでしょう。

小泉臨時委員 相互に関係している軸だと思います。ここでは一応独立したものだというふうに整理していますが、実質的には相互に関連していて、意思決定の民主化といっても、例えば都道府県レベルから市町村レベル、さらにその下のローカルな、コミュニティレベルでの意思決定の民主化と、各層あると思うんです。おのものが充実してきて相互関係が整理されてくると、地域性の確保もおのずとやすくなってくるんじゃないかと思ます。

小林委員長 ほかにいかがでしょう。

横島委員 CDCのお話がありましたけれども、日本ではTMOがどうもうまいかず、各地で形だけはTMOを設定したけれども、中心市街地活性化にきちっと効いているとい

うのは余り見えないですね。アメリカのCDCの場合には無料奉仕ではなくて、きちっと財を得て、いわゆるマッチングみたいなことをやっているわけですが、日本のTMOとアメリカの各地にあるCDCSの決定的な違いというんでしょうか、どの辺だと考えていらっしゃるんですか。

小泉臨時委員 まず、CDCは財政的な自立性があるので意思決定も自立的に行えると。財政的な基盤として、先ほどお話しし忘れたんですが、ブロック・グラント、包括補助金というのがあって、それがコミュニティ組織に相当自由度が高く行くようになっていると。マッチング・ファンドもCDBGというブロック・グラントを使っています。一括補助金というのを使っています。もう一つは、税の控除とか、いろいろなファンドがたくさんあって、そこからお金を工面できているということで、CDCとか、まちづくりNPOといってもいいと思うんですけど、それを取り巻く財源的な環境が日本とは決定的に違うので、そこがCDCが独自性を持って、自分たちの考える公共性に基づいてプロジェクトを行うことができている理由であって、日本では現状の制度のままでは難しいのかなと思います。

横島委員 日本の場合、TMOは商工会議所になっちゃうんですね。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

越澤委員長代理 御発表じゃなくて、配付された資料の最初のものが割と見やすかったので、それでちょっと伺いたいんですが、1ページから2ページにかけてアメリカの都市計画委員会の運営とか構成について、いろいろ問題があったと。それで参加型まちづくりを展開しているというお話が書かれているんですが、今までかなりこういうことが蓄積されて、現在は都市計画委員会の構成なり運営の仕方も大分変わってきたのか、そういうことはなくて、それは同じで、むしろいろいろな形のレビューのシステム、そういう具体の中で問題点が解決されているのか、これはどうでしょうか。

小泉臨時委員 実質的な問題解決に寄与しているのは後者じゃないかと私自身は考えています。例えば、当時は都市計画委員会だけで都市計画が決定できたものを、必ず議決の関与を……。議決の関与の仕方がいろいろあるんですけども、基本的には議会決定をするとか、さっき言ったパーティシペイトリー・デモクラシーという、計画策定の事前の段階での参加のシステムを盛り込むということで、いろいろな意見を組み込むシステムをうまく組み立てたことによって、人種の問題とか、社会的な階層的な差の問題を克服できていると理解しています。

都市計画委員会の構成自体も、社会的な階層とか人種的な構成とか女性の問題とかに配慮するようにはなっています。ただ、都市計画委員会というのは基本的にはある程度見識を持った市民の代表になってしまうので、例えば黒人であっても比較的裕福な人、時間的にも余裕があって、ボランティアに貢献できる方がやるということになるので、それだけでは不十分であるという認識だろうと思います。

小林委員長 それでは、林委員に御質問なりございましたらお願いします。

小林専門委員 真野のところに書いてあります「稲」と「腕」というのは一体何ですか。

林臨時委員 時間がないから飛ばしたんですけど、これは溝口雄三先生のお話から引いただけの話です。「私」の「禾」は稲で、「ム」というのは腕で抱え込むという意味なんだそうです。そういうことで、「私」というのは稲を抱え込んで自分のものとしているのを描いていると。「公」というのは、抱え込んだ腕を上「八」の字で開いてねといっているので、「私」と「公」というのはどこかにつながりができるぞと、そういう話なんです。私が開くと公になっていくと。

福祉やなんかはみんな私事で、おばあちゃんがへたり込んでしまってというのを世話をしていたのを、それではとてもだめだと。みんなで何とかしようじゃないかとなって、「私」が「公」の世界へ広がっていったので、そういう意味では、「私」はエゴというんですけれども、僕たちはまちづくりの現場では、エゴこそ大事だから、初めにエゴを言ってくれと。その中から本当にみんなと一緒に考えなければならないこともあるんじゃないというのがあるんだから、こういうことを言っていると。

ちょうどそういうお話が公をめぐる議論の中に、これは中国から引いたみたいですが、ありましたので、愛用しているんです。

小林委員長 ほかにいかがでしょう。

林委員が最初に7つの転回点とおっしゃっていましたね。我が国においても先駆的な議論が始まったりしていると。この小委員会は、次世代、次のステップにブレークスルーするというスタンスで議論したらどうかと最初に申し上げたんですけど、林委員の判断によると、萌芽的なものがあらわれてきて、その延長線上に我が国版の新しい公共性を担う参加という議論が着実に進んでいくんじゃないかという御判断なのか、そうではなくて、かなり大きな障壁があって、ブレークスルーしないといけないとお考えなのか、その辺はどうでしょう。

林臨時委員 もちろん、今、市民あるいは自治体の中の人も一生懸命取り組んでいる自治基本条例とか、市民活動推進条例とか、そういうものの中から立ち上がってくるその地域なりの大切な仕組みというのはあると思うんですけども、しかし同時に、国のレベルの制度としてブレークスルーしないといけないようなことが幾つかあるだろう。

何年前でしたか、横浜市で高秀さんが、NPOとの関係で、公の支配に属さないものに対してお金を出してよいのかということについての議論をちゃんとやってくれという憲法問題を出して、山岡さんを長にして議論されましたよね。そういった意味で、基本的な条文の中で本格的に取り組んで違うことを考えないと、NPOとか「新しい公共」というものが本当に議論されたり、理念的に語られるようなことがよいとすれば、そこまで行かなければ本物にならないだろうというのが1つと、参加の制度については、随分いろいろなところで実態は進んでいる面があるんですが、なぜか国の制度なりそういう中身でいうと非常に限定的になってきたりするということがあって、一応都市計画法の中で自治体が条例でちゃんと手続について決めなさいとなったのは大きな一歩だと思うので、それを住民や自治体がどうきちんと使いこなすかということ片方では見ながら、しかし、小泉委員

のお話にもあったように、最初の段階から参加を保障するということや、それについての検討を2回繰り返すんだというのもルール化されているとか、ある種のメルクマールなるものをそろそろ決めないと、住民の意識が先へ先へと行って、情報環境も非常に開けてきたので、地方の中山間地域でもそういう方向にチャンネルを切りかえると、入ってくる人たちがいっぱいいるんですね。僕は水平チャンネルに切りかえるとそうなるんだと言っているんですけども、縦社会の縦型のチャンネルのときはそういうことを言わないですね。意識の中には随分きている。それを制度としてつくっていくというのが本当の意味のブレークスルーになるんじゃないかなと期待しているわけです。

小林委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

小林専門委員 小泉委員の資料で、後ろの方なんですけど、資料6の29ページあたりにB I Dの話が出ています。C D B Gは地方自治体でやろうとして、でき始めていますけれども、B I Dについて日本で取り組んでいくことが重要ではないかと私は思っているんです。地方自治体、あるいは国の方でもいいですけど、制度化に向けての動きとか、小泉委員は日本ではどういうふうに展開されるのがいいとお思いかというあたりをお聞かせ願えたらと思います。

小泉臨時委員 日本では、例えば商店組合というのがあって、そこで会費を集めていますよね。それはB I Dの徴税の仕組みと似ているんですけども、決定的に違うところは、B I Dというのは市の条例に基づいてちゃんと制度的な位置づけがあって、かつお金の徴収は徴税と同じ形式で取られると。義務なわけです。反対している人でも取られてしまう。強制力があるわけです。そういう仕組みなんですけど、課税権みたいなことをもう少し柔軟に自治体とかがいじれば僕はできると思うんですけど、その部分が日本の場合は難しいので、その部分も地方分権とか、地方が都市計画を自主的にやる場合の重要な論点かもしれない。B I Dの話はそういうことも含めて非常に大きな課題を提示するいい例だと思います。

小林委員長 その議論は、お帰りになってしまったんですが、寺尾委員はまさにアメリカのそういう仕組みについて、国の成り立ちから延々1時間ぐらいお話しただけの方なんですけど（笑声）残念ながらいらっしやらないんですが。

日本では、事業者だけが集まった地域について、例えば汐留で日本版B I Dをつくろうという動きがあったり、あるいは大手町も、有楽町地区でそれに近いものをうまく運用できないかという話があるんですけど、それはあくまでも企業主体が集まったエリアにおいて……。

小林専門委員 先ほどのT M Oの話も一緒だと私は思うんですけど、会費制でやるような範囲と、今おっしゃられた徴税権を持って、特にまちづくり協議会のような活動が、今N P OとかC D Cという形では少しは前進していますけど、地方自治体の中でもっと基礎的な自治組織が自分たちのお金で活動をするというシステムを持たない限りは、参加型まち

づくりといっても始まらないのでは、と話を持ち出したということです。

小林委員長 イギリスでも似たような仕組みがあるんですね。

中井専門委員 ありますけれども、制度的な仕組みにはなっておりません。

B I Dの話でいくと、タクゼーションの権限というのは、アメリカでも別に市民団体にタクゼーションを与えているわけではなくて、B I Dは地方政府の一種なんですね。日本でいうと財産区みたいなものは、課税ということであればなじむと思うんですけれども、商店街組合に課税権をとすることは多分なじまなくて、会費をいかに有効に集めてくるかという話なんじゃないかと思うんです。

小林委員長 アメリカの場合、行政区をいろいろな形でつくれる。その1つとしてB I Dが動いていると理解した方がいいですね。我が国でそれを導入するというのは、かなり制度的な障壁があるだろうと私は思っています。

小泉臨時委員 ただ、1点だけ加えさせていただくと、政府といっても、例えば商店街が設立を要請して自治体が条例化するという形式なので、相当ボトムアップな、自治体何かを考えるという話ではなくて、コミュニティが発意するとできるということがポイントなんだと思うんです。

小林委員長 そうなんですけど、そもそもそういう行政区を建国以来いっばいつくってきたという歴史の重みの中でできているのがB I Dだと私は思っています。

ほかにいかがでしょうか。

山内臨時委員 林委員のお話の中で新潟の駅舎の話が出てきて、直接林委員が関係されたかどうかかわからないんですが、某自治体では、例えば遊歩道の整備みたいなことに市民参加型でという話が出たときに、市民参加をやるといういろいろな人が出てきちゃって大変なので、こそこそと、従来の協議会方式的に団体とか町会とかに声をかけて、そこだけでやろうと。公募しないでやっておこうみたいなことが私の周りであったんですけど、これは行政仕掛け型なんですけど、土屋委員がきょうは統一地方選の前でいらしてないんですけど、自治体の方で、こういうやり方はとても手間がかかってかなわないよという御意見が出たりすることはありますか。

林臨時委員 新潟の場合は、市あるいは県の中の各地で大分まちづくり人が頑張っていて、いろいろなケースをつくり出したんですね。その中で、まちづくりの参加のワークショップなんかやっていると、むしろ意見がたくさん出た方がまとまりがわかりやすくなる。つまりポストイットみたいなのに書いて出していると、この辺のところに意見が集まっているんじゃないかと、それをみんなの前に張り出すので、形で見えちゃうんですね。どうも大勢はあっちに行っているぞと見える。だけど1人頑張っているというのも見える。その間に議論すべきことがあれば議論しようじゃないかと、こうなるので、むしろ50人も集まったときに5つぐらいしか意見が出ないと困るんですね。

それをやるとわかるので、自治体の人たちは、むしろそれをやった方が話がわかりやすくなるということで安心するんですけども、一般には自治体の方は、意見がたくさん出る



化につながっていかない。

これで私のまちづくりワークショップは限界を感じようと思えば感じられるんですけど、私は感じないようにしているんですけど(笑声)そこで思うことは、学生の発想なり僕のアイデアなり、いろいろなことをどこで普遍化するかというと、高崎市役所の担当者の頭の中に普遍化してみようと。おれたちはこう提案した、こういうものをつくってみた、あんたたちの思いつかないものをやってみた、さあ、これを高崎市でほかの地域でもやってみようというふうに普遍化することが「上からの都市計画」と「現場から広がる」まちづくりの接点になるかもしれないという期待を持ったわけです。

そうしないと、林委員のケースのようなワークショップも、どんなにいいものでも、どんなに素晴らしいものでも、それで終わっちゃう可能性があるんじゃないか。普遍化のための手法は一体どこだというと、残念ながらというか、当然ながらというか、やっぱり行政なんですね。それは市町村というレベルなのか、国のレベルなのかはそれぞれのマターで違うと思うんですけども、当たり前といえば当たり前で、ずっと昔、町内会しかなかったころ、下水道をつくらうと思ったら町内会がやっていたわけですね。あるいは、どこかに1本ウサギ道をつくらうと思ったら、隣同士でこの辺に道路をつくらうかといっていたのが、だんだん下水道ができ、上水道が敷かれ、道幅が広くなり、舗装ができると行政が出てこなければおさまらない。県道レベルになると、県が出てこない隣まで続かない。国までいかないと高速道路ができないというんで、だんだん権限が上へ行っちゃったというのが中央集権で、その裏返しで今もとへ戻そうとしているわけですから、参加型まちづくりというのは行政手法の原点に帰れということには違いないんですけども、その原点がどこなのか、住民一人一人の周りのことでいいのかということ、逆流して普遍化、モデル化にならないと意味がないと。行ったり来たりの繰り返しで、いつまでたっても接点はできないんじゃないか。

だから、行政と住民団体、行政とNPO、行政とTMO、行政とCDCS的なもののかかわり方のモデルをこのあたりのテーブルで探っておかないと、幾ら議論して、幾らいろいろなケースを発表しても積み上げにならないんじゃないかという不安が、私の実体験からは出てくるんです。

小澤委員 今の御意見と、お三方の御意見を聞いてて、私も、直接住民が行政の参加に出ることが本当にいいのかわからないんですが、イギリスなどで調べると、1つは教育の仕組みが全然違いますよね。自分の意見を言うということがとても大切にされ、考え方が基本的に違うということを前提に社会の仕組みが動いていると。そして行政と専門家との間にチャリティー財団があって、そこにプロフェッショナルな人がいてファシリテーター的な役割をしたり、絵にかけないところをサポートしたり、そういうのがあると思うんですね。多分アメリカのNPOもそういう形で働いているんじゃないかと思うんですね。その辺が先ほど林委員がおっしゃった、コミュニケーションの方法になるのか、スキルになるのか、あるいは第三者的なものになるのか、わかりませんが、80年代の途

上国のコミュニティデザインなんかにかかわっているときに、戦術エージェント的な人が必ず介在しながらやっていったわけです。そういうあたりを理論的に押さえられたらいいのではないかという気がします。

それから、日本の場合は教育の仕組みからいうと、知識だけ与えられると。それになれ過ぎちゃって、意見を言うときすべて反対になる。よき批判ということが私たちは訓練されていなくて、本来ならばよき批判力のはずが、相手の人格まで傷つけるような物言いがあるので、この辺はスキルとしてもう少し訓練していかなければいけないことが多いのではないかという感じがします。

小林委員長 その辺はかなり重要な視点だろうと思うんですね。

林臨時委員 どこに行っても、議論をするときに突拍子もない人が登場するというのがあるものですね。しかし突拍子もないというのいろいろな見方があって、違う見方を提供してくれる人たちがいることによって頭の体操になったり、クリエイティブな発想のきっかけになったりするじゃないかと、そういうことをだれかが意識しているとか、あるいは、僕みたいなのはファシリテーターの役割をすることがよくあるわけですが、そういうときに意味づけをはっきりさせる。意味づけ者という役割があるみたいですが、そういうことによって、みんなが「ああ、なるほど」という受けとめ方によっていくというのがありますよね。そういう経験を何回か積んで、集まっている人たちの議論がだんだんレベルの高いものに移行していくということがあるし、そうなると同じ人間ばかり集まっているよりは違った人間が集まっている方が、何事であれ、物事の発想とか解決とかいうときにメリットがあるということを実感するようになりますよね。

そういったことは教育の中でももちろんできるわけですが、社会的な機会をどうつくるかということにもよると思うんですね。僕なんかは、行政が一番、物をつくるなり、サービスを提供するなりするときに市民と出会う相手ですから、参加は面倒臭いというより、そういう中からいろいろな可能性を開いていったり、地域の人間のネットワークをだんだん密度を高めていくには、小さいことであれ、一遍集まって議論しよう、自由にやってみようという機会をできるだけふやしていくというのがとても重要だし、NPOなんかは現場にいる意味は、そういう機会を地域の中でもっとふやしていくということにあるんだと思うんです。そうすると人間のパワーというか、タレントがその地域の中にいるということがよくわかってくるので、何かのときに、それこそ「結」みたいに必要に応じて集まって力を発揮するということにつながると思うんですね。そういうことは非常に重要だと思うんですが。

それから、さっき高崎のお話がありましたけど、ラルフ・ネーダーが90年ごろやってきたときに、日本の住民運動は一勝一敗ばかりやってたためだと。一勝したときに、それが制度・仕組みなり社会的な仕掛けなりになるところまでちゃんと追いかけて定着させないと、またもとからやらなければいけないじゃないかと。日本はそんなことばかりやっているぞと言ったんですね。おっしゃるように、何かケースをつくったら、それを何らかの

形で1つのモデルとして、どうだどうだと言っていくというのが、アメリカはそうですね。そんなものまでモデルにしてあちこち持ち回らなくてもいいじゃないかというぐらいやる人もいるから。日本はそれをやらな過ぎますよね。そういうことをお互いにやって、しかし中井委員の、参加をめぐるでは延々と模索をし続けているんだというお話は、僕はリアリティーがあるなと思って伺っていたんだけど、そういうことなんじゃないでしょうかね。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

山下臨時委員 小泉委員にお伺いしたいんですが、専門外なものですから基本的なことかもしれないんですけども、先ほどもお話に出たB I Dとか、アメリカの活動が財政的に自立しているというお話があったと思うんですけど、具体的にどういう形で自立しているのかお聞かせ願いたいと思ったんですね。N P Oの活動で一番大変なのは、机を買ったりとか、そういうオペレーションコストも大変だと思うんですけど、小泉委員の論文をさっと読ませていただくと、目的に応じた資源配分というか、財政支援やっていそうな感じがするんです。例えばプランを策定したことにしても幾ら支払う、活動報告をつくって予算がおりるといことはわかりやすいんですが、活動を長く続けていく固定費みたいなものとか、オペレーションコストみたいなものにもお金が出るような仕組みなのか、財政的な自立って、どのぐらいまで自立して……。

小泉臨時委員 きょうは資料にはないんですけども、イギリスのチャリティー団体にデベロップメント・トラストという組織、まちづくりN P Oみたいなもので、あと、アメリカのC D C s (Community Development Corporations)というのがありまして、その2つの財政状況を比較したことがあるんですけども、いずれも、地方自治体も含めて政府からの補助金が3割とか、場合によっては2割ぐらいで、できたばかりの組織なんかは6割とか7割ということもあるんですが、あとは自分たちでファンドからお金を持ってきたり、アセットといって、不動産資産とかを購入していて、それを低所得者向けの住宅とかで貸すことによって費用を稼いでいます。

さっきの林委員の発表にあったふるさとの会のように、長期リースとか、場合によっては買い取ったりして不動産資産を改善して、コミュニティに貢献しながら一定の収入を得ていると。アセットからの収入と多様なファンドからの収入、それから税の控除があって、民間企業とか個人からお金が流れ込むようになっている仕組み、この3つの仕組みが拡充していて、安定的に収入を得られるようになっていて、それ以外に政府からの補助金というのが別途あると。補助金も非常に使いやすい形でおりにくると。

山下臨時委員 1回もらうとずっともらえるんですか。

小泉臨時委員 ソーシャルサービス系のものはそういうものが多いんですけど、まちづくり系のはプロジェクト単位で、個々の事業に対してとか、マスタープランをつくることに対してとか、支払われると。

山下臨時委員 何年間ぐらいのプロジェクトなんですか。

小泉臨時委員 いろいろあります。例えばマスタープラン策定をコミュニティベースの組織が担うという場合があって、近隣計画というのをCDCが計画策定してやるという場合には、例えば3年間で1,500万円とか2,000万円ぐらいのお金を市からもらうということもあります。

中井専門委員 イギリスのデベロップメント・トラストは小泉委員のお話で正しいと思います。アセットについては、例えばナショナル・トラストみたいな巨大なNPOは会員もたくさんいるんで買えるんですけども、できたばかりのまちづくりNPOみたいなのは、アセットを購入するといってもその資金がないわけですよ。こういうときは自治体とかファンドを持っているところが、自治体なんかは公有地の遊休地をたくさん持っていて、それを1年間10円とか、名目地代で貸してあげて、それを使って事業をやって稼ぎなさいと、そういう構造を自治体とNPOの間につくり上げていっている。自治体の方も遊休地で置いておくよりは使ってもらった方がいいということで、みんながハッピーになる仕組みというのはよくあるケースだと思います。

小林委員長 前回、横島委員が土地のお話をなさいましたね。

横島委員 議事録にもちょっと出ていましたけど、要するに、公共用地のあいているところをどういうふうにも有効利用していくかというのを制度化できないかというお話をしたんですけど……

小林委員長 それをNPOに任せるというツールを、ある意味で財源的に使うということも含めて……

横島委員 それはいいかもしれませんね。

山下臨時委員 そのときの選択基準というか、どのNPOにどれだけ資源を配分するかという決定は、行政レベルで……。入札とどう違うんですか。

中井専門委員 入札と決定的に違うのは、スキームの中身を見るんですよ。コストではなくて。つまり、どれぐらいもうかるかではなくて、どれぐらい地域に貢献できるプロジェクトかを見るんです。その上で採算がとれるかどうかという話なんで、逆に言うと、非常に地域に貢献できるプロジェクトにもかかわらず事業採算性が低ければ、地代はそれだけ下げて貸してあげればいいと、そういう考え方なんです。自治体がやるよりも、はるかにローコストでできるわけですから、自治体にとってはそういうやり方がいいと。むしろスキームの中身が大事だという発想だと思います。

小林委員長 ほかに、いかがでしょうか。

松尾臨時委員 マイナーなことかもしれないけど、林委員の「住民参加に対する偏見は少なくない」という中で私が非常に興味を持ったのは、行政は担当者しか出席していない。これがいろいろな問題をあれして、都市計画の担当者しかいないから、ある種の範囲からしか見れない。もしも土地とか税金の問題があるなら、そういう人も一緒にいてくれば、その場で土地の利用を考えられるかもしれない。まちづくりというのは都市計画担当者がやるものではなくて、もう少し行政の方も幅広く対応して住んでいる人と向かい合ってい

かないと、こちらの窓口が狭くて、受け取る側が、これしかできません、これしかできません、そんなことはとてもできませんと。それが問題を複雑にしちゃうこともあるんじゃないかと思うんですね。行政はもっと幅広く、いろいろな可能性を考えていかないとうまくいかないんじゃないかなと。行政側ももっと幅広い人が参加する。住民は当然かもしれないけど。

これは実感でいらっしゃるんだらうと思うんですけれども、結構重要なキーワードというか、構造じゃないかと思うんですけどね。

小林委員長 そうですね。

林委員から何かございますか。

林臨時委員 これ自体は、行政の人が一部の市民しか出てこないと言うもんだから、引っ繰り返して考えてくださいよというのが1つなんですけど、ヘンリー・サノフというノースカロライナ州立大学の参加の先生と話したときに、彼がやっているプロジェクトでは、住民の意見もいろいろ出てきて、こういう案でどうかなという選択案なんかを議論する際に、行政の中でもできるだけ幅広く、かつ、決定権がある人に出てきてもらう。あるいは学校みたいに別の経営者がいると、そういう人たちとかかわりのある州政府の人間とか、予算を握っているとか、そういう人にできるだけ出てきてもらう。日本と行政の構造が違うんだらうけれども、一堂に会したところで、なるほどこういう方向がいいねということになるのが一番、住民にとってもわかりやすいし、全体のプロセスからしてもスピードアップできていいんだと。だからできるだけおれはそういうふうに要求してやるんだという話をしていましたけど、つまり、どういう人たちが集まってどういう議論をするのかという仕組みが重要ですよ。

その仕組みについては、新潟のケースも随分、県と市でよく考えたと思うんですが、きょうは日本の例なんで持ってこなかったけど、サンフランシスコのミッション・ベイの90年代後半の参加のスキームは非常によく考えられたスキームだったと思います。感心するのは、80年の初めぐらいにディベロッパーがやったときは一発で市民にロックアウトされるような案を出しちゃって、市に渡しちゃうんですね。市が間に立って案をまとめてくれと。それが経済状況でうまくいなくて、ディベロッパーはもう一遍自分で考えるんだけれども、市民の参加を得て、みんなが納得できる構造をつくろうと考えて、そういうことにたけたコンサルタントを入れて、市の方にも話をして、パブリックな参加のテーブルをつくったりしながらワークショップをやって固めていくというふうにするんですね。ディベロッパー自体も社会的なシステムとして自分たちなりに必要な仕組みを提案しないといけないと思っているし、行政ももちろんそういうことを考えているし、市民の方もいろいろ提案しようとしているというので、その辺が相当蓄積を積んできている証拠なんだなと思っているんですね。

高崎のケースも、小さいやつから積み重ねながら、次第に「なるほど」という仕組みができてくるんじゃないかなと、僕なんかは思っているんですけどね。

小林委員長 ありがとうございます。

いろいろ御議論いただきましたけど、そろそろ予定の時間がきております。参加の議論、これから多岐にわたって御議論させていただきたいんですが、きょうの御議論の中では、参加の議論というのは、イギリスのお話が出ましたけど、時代に合わせて作りかえていかなければいけないものであるという認識がまず必要ではないか。そういう中で我が国の制度も、市民参加の方向では一定の進歩があり、提案制度その他が生み出されてきたわけですが、もう1ステップ、2ステップあり得るのではないかという御発言もいただきましたし、最後のお話では、そういう制度をつくっても、行政側がどうやってうまく運用していくか、運用の仕組みですね。市民参加じゃなくて行政参加の方が必要だと、行政がいろいろな分野で参加することが市民参加よりも重要だと言われる市民の方もいらっしゃるから、運用の仕組みをどうするかという議論ですね。

一番大きな議論としては、財源、住民が直接、個人として行政と都市計画、まちづくりに参加するというスタイルではなくて、一定の組織なり、そういうものが媒介するような参加のあり方が1つのタイプとして恐らく出てくる。そのときに、団体その他がよって立てる財源の議論があって、この財源は、諸外国によると行政だけではなくて、もう少し多様な財源を獲得する仕組み、それは税制その他とかかかわっているんだろうと思いますが、そういう議論も必要であろう。

さらに、住民参加を重ねていって、日本版の普遍化したモデルにしていくためには、人材、人の問題があって、人の問題は実は財源とかなり深くかかわっているんじゃないかと思うんですが、そのような議論を一通りさせていただいたと思います。

前回の御議論ときょうの御議論をベースに、あと2回ほど委員の方々から発表いただき、議論を継続させていただいて、中間まとめに向けて少しずつまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、私の役割を終わって事務局の方にお渡しします。

## そ の 他

事務局 それでは、連絡事項を申し上げたいと思います。

お手元に資料4という今後のスケジュールを書きました資料をお配りさせていただいております。次回の3回目の委員会でございますが、5月15日、木曜日の午前10時から開催いたしたいと思います。ただいま委員長からもお話がございましたように、議事としては、今回に続きまして何人かの委員の方から事例発表をお願いしまして、それも踏まえて御議論をいただきたいと存じます。

また、4回目につきましては6月2日、月曜日、午後2時から、5回目につきましては7月11日、金曜日、午後2時からを予定させていただきたいと考えております。場所等、詳細につきましては追って御連絡申し上げたいと思います。

それから、前回の会議におきまして森委員から、本日オープンいたしました六本木ヒルズの御視察等について御提案をいただいたところでございます。御希望される委員の自由参加という形式で、次回ないし次々回あたりに、委員会終了後にそういう機会を設けさせていただく方向で考えております。これにつきましても、具体的な日程は後日御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

小林委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間でございますので、きょうはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会